

## 『新見伊賀守正路日記』と三方領知替中止前後の幕閣

藤田 覚

### 一、はじめに

編年史の編纂や政治史の研究には、その時期の骨となるような記録史料の存在が重要であることは言うまでもない。

例えれば、幕藩体制社会の歴史でも重要な画期と考えられる天保期の、幕政を中心とした政治史研究の基本史料としては、「江戸幕府日記」、水野忠邦の公用日記である、干支を頭につけた「日簿」<sup>(1)</sup>があげられる。本文稿で紹介するのは、天保改革期に將軍家慶の御側御用取次を勤めた新見伊賀守正路の日記である。その職掌から將軍の行動を中心に記録されており、天保期の幕政史研究上の基本史料の一つとなりうる貴重な史料と考えられるので、この場を借りて紹介しておきたい。また、青木美智男氏が、神奈川県史の史料採訪で新見正路の子孫の家から、「三方領知替」中止前後の幕閣の動きを知りうる貴重な史料を発見し、その内容を紹介された。<sup>(2)</sup>そこで、この新見正路の日記を使って、三方領知替中止前後の幕閣を中心とした動向を通して政治過程を精緻化し、そこから得られるいくつかの新しい事実を紹介したい。

### 二、新見正路とその日記

新見正路を直接に取扱った論考は、ほとんどないようである。戦前に森洗三氏が、「新見伊賀守正路」と題して、賜蘆文庫の主で、幕臣中の蔵書家として知られたこと、大坂町奉行当時の、大塩平八郎との交渉、天保山などの治績を紹介している。<sup>(3)</sup>また、いくつかの歴史辞典は、「事文編」の「故伊賀守新見君墓碑銘」から、その経歴を記述している。

天保改革期の正路の活動については、上知令に反対したことなどを中心に、概説書等に登場している程度である。<sup>(4)</sup>

#### 1. 経歴

寛政重修諸家譜によれば、武田氏の庶流で、正吉—正勝—正盛—正道—正知—正員—正仲—正恒—正登—正路（—正興—正典）と続き、正恒、正登は、相続して小納戸、小性を歴任し、その禄高は八〇石余であった。このような系譜と禄高の家に生まれた正路は、文化五年五月に小性組番士、同五年十一月小納戸、同六年小性、同十年四月西丸小性、同十四年一月使番、文政五年十月西丸目付、同六年十二月本丸目付を歴任し、同十二年四月大坂町奉行に登用され、その行政的、政治的力量を認められた。そして、天保二年西丸（家慶）小性組一番頭格奥勤、同年九月大納言（家定）御側御用取次と転任し、禄高も千二百石の加増をうけて二千石となつている。そして同十二年四月に、天保改革の改革人事の一環として本丸御側御用取次に任せられた。この経歴から、家慶との親近さとその信任が容易に察せられる。

血縁関係で注目すべきは、藤田東湖が、「新見伊賀守へ御上書御差出し可被遊との御事に被為在候へ共、越前守（水野忠邦）如何にも疑深く御座候間、新見等へは容易に御使相勤兼候様奉存候（中略）、伊賀守は越前守間柄に御座候間、伊賀守へ罷出候はゝ、越前守へ直に相分り候」<sup>(6)</sup>と言っているように、水野忠邦とは極めて深い関係にあると周囲からみられていたようである。水野との「間柄」とは、家譜等未見があるので不詳だが、『事実文編』<sup>(7)</sup>に、「生一男二女、（中略）、女一配正興（養子、甥にあたる）、一適跡部氏」とあり、改革期に勘定奉行を勤めた忠邦の弟の

能登守良弼が、跡部隼人良貞の養子となつてゐることから、この跡部家の姻戚関係を通じた水野との関係をさしていふと推測される。

家慶の信任と水野との親類関係は、改革期での正路の活動の重要な契機の一つとなつたと思われる。

## 2、政治的資質

正路その人に対する評価では、『事実文編』に、「君内嚴正而外和夷、風度詳雅、望知其為端人、而又有才略、所歷皆称其績」とあるが、興味あるのは、藤田東湖、川路聖謨等の觀察である。川路は東湖に対し、君子の人にて可貴、同志の士(川路・岡本忠次郎・江川太郎左衛門等)張承業に比す、応対接遇所謂御用御側をも勤るやうには見えず、人之を訪へは握手出接し、又岡本豊洲(忠次郎)の説などを語れば、新見改容、先生もかく言れますかと感ずるありさま、實に無我の人なりと<sup>(9)</sup>

このような新見鏡を語つてゐる。東湖自身も天保十二年四月に、正路が

御用取次に登用されたさいの日記(己丑日録)に、「兼々名高き好人物」<sup>(10)</sup>

と記し、さらに、同年九月に水戸斎昭の密命をおびて会見した後に、

實に御国(水戸)の正論有志と呴合候も同様にて、面白く相観候。是迄は、幕府御改正の釣合、いつれにも呑込兼寵在候へ共、新見に對談仕り明白に相分り申候、新見御側に居候中は御改正無疑奉存候、誠によき人物、誠実顔色にあらはれ、學問有之、たしかなる人物、才氣もしづみ候て外へは見え不申、談論仕候へば無拠所にあらはれ申候、<sup>(11)</sup>とまで正路を評価している。この人格における誠実さと、職務における厳正さ、そしてその学識の深さ、そうじて彼の政治的資質は、後述の如く改革期の御用取次の職務遂行において期待されたものであつた。

## 3、御用取次の職掌

御側御用取次は、御側衆のうちから任せられ、吉宗時代の有馬氏倫等を濫觴とする。その職掌は、「登城前対客の日を定め、大名・旗本を引見して人材を鑑識し、以て詮考の顧問に応ず、此職宿直なく日勤なり、

専ら御座所と用部屋との間に在りて啓達に従ふ、蓋し取次の名ある所以なり、其上啓するところ未決の重要事務を主とし、老中の文書も内覽の後進むるを例とし、又老中以下拝謁を取次<sup>(12)</sup>と説明されている。一般的の御側衆が既決の事項のみを啓達するに對し、御用取次が未決の案件を主に取扱う点が重要である。

### 將軍↑御用取次↓老中・若年寄

と、いうように、將軍と老中の間に立つて幕閣の重要な機密に触れ、また、たんに取次ぐのみならず、「掛合」という行為を通して、將軍の意思をたいて政策その他の立案・決定に参画してゐる。この地位と職掌から、一定の条件の下では強大な発言権を有することも可能であった。いわゆる大御所時代にその任にあつた水野美濃守忠篤は、その好例であった。水野が、天保十二年五月に書いたと思われる「上疏覚書」で、大御所時代の御用取次を激しく非難している。

近來御用向之義、老若相伺諸役人江相達候後、御取次共諸役人江逢候而、何ぞ之義老中<sup>△</sup>達有之候通ニ而者、上之思召ニ相触候間、ケ様可取調など申談候義度ニ有之、中ニハ必定思召と而已不奉存義も數多有之候、依之、後ニ者諸役人も老若<sup>△</sup>達候御用向ハ、必先御取次ヘ一応<sup>(水野忠篤)</sup>願之上不調候事之様ニ相心得候風儀ニ相成(中略)、是迄之惡染ニテ、美濃守<sup>△</sup>専私意を恣に仕候ため、一ミ不達御聽取計候義も有之候、(中略)、附、近來御用便之為ニ候哉、御取次共々御右筆ヘ直談仕候義度ニ御座候、奥向御用之筋ハ左も可有之候、又者、者共ヘ直ニ申出候而者互ニ失体ニも相成候義等之斟酌も可有御座候得共、夫々仕、老共未存候御内慮之筋をも御右筆共之方疾承知仕候事等、度ニ有之候、

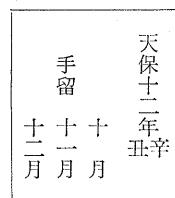
戸・奥坊主等の綱紀肅正のために、さきに述べた正路の政治的資質が期待されたのであろう。

しかし、正路もたんに取次ぎ行為を厳正に行うのみならず、後にもみるよう、將軍の意思をうけて政策その他の立案、諸決定の過程への参与がみられる。また、この公務上のみならず、水野との深い関係から、私的な交渉も当然あつたと思われる。しかも、改革人事の一環として運用されていることから、改革派の一員として幕政に参与している。

#### 4、日記

国書総目録には、新見記録、新見正路日記として記載され、慶應大学幸田文庫に一冊と、福井県立図書館松平文庫に松平慶永筆写の日記抜萃一冊があるが、東北大学図書館狩野文庫に、文政から天保にわたる膨大な自筆の日記が残されている。筆者が検討し得たのは天保十一、十二年のみであり、全貌の検討は今後の課題として残されている。

つぎに、この日記の性格を少し検討しておこう。この日記の各冊の表紙は、



このような体裁となっている。天保十二年（日記として残されている最後の年）を例にとると、全四冊で、全体で約五百丁という大部のものである。その内容は、後につきの一部を検討するが、登城から退出までの職務上の出来事を細かに記載しており、公用日記といふ性格が基本である。大納言（家定）付御側御用取次の時代は、大納言の行為にかかるる職務上の行動を、そして家慶付となつてからは將軍の行為にかかるる取

次としての行動が記載されている。そのため、記述は大納言、將軍の動向の記事がほとんどであるが、取次といふ地位から、その職務ならではの老中、若年寄の上申、將軍の下命等の政治的記事も随所に散見される。將軍という、幕藩体制国家の「政治的頭部」の頂点の日々の公的行動が詳細に記録されている点は、政治史の暗部に光をあてる好個の史料と言えるであろう。ことに、天保十二年に限定しても、老中水野忠邦の公用日記である「辛丑日簿」と対照して検討するならば、將軍と老中の公的行動が具体的に浮び上り、両方の日記の政治史研究の素材としての価値をなお一層高めることになるだろう。

#### 三、「中止」決定前後の幕閣の動向

天保十二年の三方領知替中止決定前後の幕閣の動きを、記事の紹介の意味をかね、「日記」から関係のある記載をひろいだし、一括してつぎにかかげておく。

（六月七日）

（水野忠邦）  
一 越前守殿可被為召旨、其御序松平内匠頭詰合候ハヽ、可被為召旨、御沙汰有之、（下略）、

一（上略）、御年寄衆被為召候間、御座敷持いたし、宜候ハヽ、可被申聞旨申達、則宜段申聞候間、御年寄衆寄候段（中山某、小姓頭題）太膳亮を以申上、直ニ御用部屋江參、越前守殿寄宜段申上、例之通御下段出御、御前御用有之、

（六月十日）

一 御年寄衆三人一同御目見被願度旨、越前守殿被申聞候間、入御聽候處、可被召出旨被仰出候間、其段相達、

一（上略）、御年寄衆寄候段申上候て、御用部屋江參、致案内、定例之手続ニ而被召出、御用有之、（下略）、

一 御庭番川村新六・村垣与三郎遠國御用被仰出候間、兩人明日呼出し、申渡候様被仰付候間、呼出し之義倉地久太郎（御休息御庭番者支配）乃相達ス、

一 庄内一件ニ付、越前守殿建白之書取、一通者直ニ御返し相成、一通者御見合ニ被遊度間、扣いたし候上、明日差上候様被仰出候段、一同申述ル、

〈六月十一日〉

一 昨日達置候通、川村新六・村垣与三郎罷出候間、北廊下ニ而逢、遠国御用被仰付候間、用意可致旨申達、御用先者庄内ニ而、御急之事ニ候間、其心得ニ而伺事等手廻しいたし被申聞候様相達、兩人共御請申聞候間、入御聴置、

一 右罷越之上、探索いたし候廉書いたし、入御覽候所、右之通ニ而宣旨被仰出、

〈六月十二日〉

一 川村新六・村垣与三郎罷出、於北廊下(衍)おいて逢候處、此度之御用日積等、梶野(食林、勘定奉行)土佐守・明楽大隅守等江打合、取調候處、凡五十日程相掛、出立之義も、十六日、十七日之内出立(云々)旨、明後日證文相頗度旨、廿五日證文並御下ヶ金等請取度旨、書付一通差出ス、

御下ヶ金之義申上候書付

一 御金五拾両 日數五拾日分

但余慶共、

右之通御下ヶ金御座候様仕度、此段申上候、

以上、

川村新六

村垣与三郎

（自須政體、側衆）

右書付請取候ニ付、甲斐守殿江畠合之上、奥之番御金年番八左衛門江逢、御手許ニ而御金五拾両御用ニ付、御支度いたし被置候様相達候處、御支度宣旨申聞ル、

〈六月十四日〉

一 与三郎より証文差出、請取、三人調印いたす、筑後守殿二者引申ニ付無印形之趣届書いたす、明日新六・与三郎とも罷出候様相達ス、

一 御醫師四人除弊種被下之義、入御聴、同相済、

一 新六・与三郎江御下ヶ金之義、入御聴、同相済

〈六月十五日〉

一 炎暑之節ニも候間、為用意御製方之備急錠一錠充、思召を以被下候旨相達、兩人口相渡候所、難有旨御札申聞ル、明後十七日朝出立いたし候段申聞ル、御用之品伺候間、ケ条書の大意一通相渡、

一 召出し御跡ニ而、越前守殿江被遊御逢候旨、被仰出候間、其後相達ス、  
一 (上略)、某外例之通相済而、御下段、越前守殿被召出、御用有之、

〈七月十一日〉

一 御休息江被為召、庄内一件ニ付被仰含候義有之、  
一 越前守殿・信濃守殿御用有之、御座間江可被召出旨御沙汰有之、御書下ヶ之御書取一通、御直ニ差上置、

一 両御所様大奥江被為入御祝ひ相済、公方様出御、越前守殿・信濃守殿

寄候様被仰出、御座間出御、御下段ニ而越前守殿・信濃守殿被召出、御用相済候而入御、

御下ヶ金之義申上候、

一 (上略)、

松平大和守

（松平齊省、側衆）

大藏大輔願置候次第も有之ニ付、格別之思召を以追而村替可被仰付旨、一旦御下知有之候得共、猶、篤と御勘考被為在候處、昨日伺之通ニ万石御加増之方ニ御治定被遊候間、猶又此段被仰出候、

右之通被仰出候間、相認、入御覽候而越前守殿江相達、奉畏候段御請被申聞候間、入御聴、

(中略、三家ヘノ領知替中止ノ仰セ出サレノコトニカ、ル)

右之通、今日被仰付、

但、当人罷出候得者、一同於御前可被仰付答之処、名代ニ付、御次ニ而被仰付、尤、大和守者御加増被下候方ニ今日被仰付候間、是非御前之事ニ候得共、今日差通し候而者、何とか御所置替候様ニ而不可然間、御例者無之候得共、御年寄共申渡之方と評議之上被伺候、伺之通相済候事。

（七月十三日）

一越前守殿、胸痛ニ而今日登城無之、月番代（編田正鶴）備中殿被相勤、一越前守殿、三家移封之義、最初取調方不行届、今般之次第二相成候段被恐入、退職ニ決心、病氣申立被引込候段、段ニ之趣意以紙面（主井利佐）大飲頭殿江被申越候ニ付、其儘被入御覽候段、被申聞候間、一同咄合、大和守一同御前江罷出、紙面入御覽、御内慮伺候処、左之通被仰出候間、御前ニ而相認、

昨日、大和・左衛門・備前復封申付候処、右者越前守最初取調方不行届故之儀ニ而、諸大名支配もいたし候重職、旁深恐入、辭退と決心、病氣申立引籠候段、一応尤ニ聞候得共、移封之儀者越前守取計不行届と申儀ニも無之、此度之儀者深く存する旨有て申付候上ハ、越前守退職等可相頼義ニ無之候間、心配無之早ニ今日出勤せしめ、猶、此上忠勤可致候、

右淨写いたし、猶又入御覽、思召無之候間、被仰出候趣一同江及演舌、御書下ケ一通大炊頭殿江相渡候處、奉畏難有被奉存、早ニ可被相達旨

御請被申聞、過刻被入御覽候紙面一通相返ス、

一右相達候趣入御聴、

一庄内一件風聞書一封、新六・与三郎差出、請取、入御覽候処、越前守登城候ハ、相下ケ候様被仰付候間、例之通名前切取置、

（七月十七日）

一関茂大夫吟味書一冊・越前守書取一通、備中守殿江下ケ、御主意之趣相達ス、

（七月十八日）

一清六・与三郎道中筋風聞書差出ス、

一右兩人出立前相渡候五拾両之内、遣払候書付一通相添、残金三拾両返納いたし候ニ付、（下略）、

（七月廿五日）

一酒田・新潟兩湊之儀並酒井家之儀ニ付、御年寄共評議之趣、委細申上、御内慮伺候処、評議ニ可被為任旨被仰出、明日可申達候事、

（八月四日）

一村垣与三郎、新潟抜荷等之儀ニ付、再風聞書差出、請取、

以上が関係があると思われる記載の抜き書きであるが、つぎに、これを使つて経過を検討してみよう。

六月七日の条は、「徳川十五代史」に、「是ヨリサキ六月七日、水野忠邦ヲメシテ、書ヲ賜フ」という綱文の次に、その書の内容を示す著名な史料が引用されていることにかかる箇所である。この「徳川十五代史」所引の史料の原史料ともいべきものが、青木美智男氏が紹介された「新史料」の史料1である。その「趣意書取」の端裏書に、異筆で、「此書面ハ台命ヲ奉シ正学院様ノ草安ニ成□□思考ス」とあり、正路の起草による文書の下書と考えられるが、『日記』にはその点を確認しうる記載はない。この「趣意書取」の性格は、將軍家慶の意をうけて正路が起草したもので（以下にもそのような事例がいくつかでてくる）、將軍の意志をこえるものではないだろう。

この「趣意書取」の内容と解釈に移ろう。これは、三つの事項の調査、評議を水野および他老中に、將軍が命じたものである。その第一は、酒井左衛門尉家の特殊な由緒、庄内領の表高と内高との著しい乖離から生ずる問題、新主である川越松平家に対する領民の不帰依、そして領知替強行の時の激しい人民の鬭争に対する危惧から、改革開始、新政の断行ということを口実に三方領知替を中止し、そのかわり、海防備場改正の名目で新潟、酒田両湊の収公をする方が良策と思うので、その申渡方

等を取調べよといふものである。第二点は、海防備場改革といふ点から、右の二ヶに限定せずに、下書では銚子・敦賀の具体的な漢名をあげ、その他海防要害の私領内の漢を收公した方が、趣旨が一貫するので取調べよといふものである。第三点は、川越松平家助成のために加増すべきだと考へるので、評議を行なうことを求めている。「趣意書取」の内容は、およそ以上のようなものであるが、これを受け取った水野は、猛然と反論を加えて、転封作業をなお繼續しようとしている。

『徳川十五代史』に、「忠邦之ヲ承り、同十日請書ヲ上ル、大意猶強ク所替ヲ行フニ在リ、書長ケレ<sup>(17)</sup>」といふ綱文があり、この「同十日」を七月十日とし、この十日に水野が反論し、その翌十一日に再び將軍の親諭が下されたと解釈しているが、実は六月十日と理解するのが以下に述べるよう妥当である。六月十日の条に、水野が他の老中一人と共に將軍との会見を要求し、そして建白書を提出していることが記載されている。<sup>(18)</sup>青木氏の「新史料」にも紹介がなく、『徳川十五代史』も省略しているので不明だが、『庄内藩復領始末』が、「其後越前守は閣議に於て転封中止を決せる後に至りて始めて転封の理由を発表したり。其理由書次の如し」という説明のうちに、全文を引用している史料がある。この説明自体は正確とは思えないが、その引用史料の内容から推察して、建白書と同一内容のもの、また、『徳川十五代史』のいう「請書」と同一のものと考えられる。長文ではあるが、非常に重要な史料なので煩をいとわざ全文を紹介しておく。

御趣意書取之内、庄内の人民新主不伏に付、治方如何に思召候間、庄内騒立の風説、左衛門尉歎願等の意に不拘、復領可被仰出御旨奉畏候、右之御趣意にては鬼角可申上儀は無御座候得共、最初庄内領・長岡領不取締に付、所替被仰付候御趣意者更に相失、反覆之御所置に相成候者、何とも歎敷恐入候義に奉存候、万一庄内領静謐、左衛門尉にも聊違背の申立も無之謹慎罷在候者、最初被仰出候通所替の思召に被

為在候哉、左候得者御威光も相立、此後万機の御政事も無障礙難有安心仕候義に御座候、右者思召次第にていか様にも取計方は可有御座義と一同評議仕候処、一体諸大名とも同様の由、別て御譜代の者とも、たとひ賢相功臣の家筋に候とも、御代この思召次第にて、松前蝦夷の端江所替被仰付候とも、聊違背可仕筋は毛頭無御座候、故に是迄所替被仰付候者違背の義、近來一向承及不申候処、此度左衛門尉には兼々北国藩鎮の台命蒙居候旨乍申立、領分小民の動搖取治も難出来は不都合の義に御座候、其上自身にも品ミ歎願の義申立、或は水戸殿・田安一位殿等江家来並領民等差出為願候由、御譜代と申殊に溜詰の身分に者、不似合の心底に御座候、如何様にも嚴重の御沙汰有之可然義に奉存候、然處此儘にて復領被仰付候者、以後所替は勿論、御手伝並火の番等被仰付候面ミ、不勝手の節は彼是申立候風俗にも可相成哉、都て世上の章譜も御政事の一助に相成候義には候得共、不輕事柄に付、流言等御採用者有御座間敷、庄内領中の模様篤と御探索の上、被仰候方と奉存候、其上にて水戸殿・田安一位殿江右様不筋の願取持被成間敷旨、急度申達、左衛門尉家老共呼寄心得達の段溫柔に申諭者、必疑結の心底冰解可仕、夫にても不行届に候者酒井雅染・頭酒井若狭守江申談兩人より申諭候者可相整事と奉存候、右にて是迄の心得違相弁恐入候旨申出候者、御威光も相立可申候、其上にて思召次第被仰候とも、不違義に奉存候。

一所替にも物成詰又は高替等の次第も御座候て、必表高の通割合候計にも無御座候、

一酒田湊・新潟湊の類外にも可有御座候間、一同に御料被仰付旨奉畏候、復領の上者両湊斗村替被仰付候も、如何可有御座候哉、矢張其儘被復候方、可然と奉存候、

一大和守江御加増の義、兵部大輔は御近親の事故、外差障も無御座候、當時大藏大輔不罷在節に至り候ては、御趣意も如何可有御座哉、却て御加増の御沙汰無之方、可然哉と奉存候、

「御趣意書取」の中で表明された將軍の主張に対し、一つ一つ反論する形式をとった文書であることが理解されよう。この対応関係から、この史料が、六月七日の「趣意書取」に対する反論の書であることは疑いない。この文書のなかで水野が展開している主張は、非常に重要な内容をもっているが、水野の論理構成はつぎのようになつてゐる。転封は將軍の権限で、いかなる由緒、格式を誇る家柄の大名でも従うのが幕藩領主的土地位の編成原理であり、幕藩制国家の原則であり、由緒、家柄を並べたて転封を回避しようとする大名、領知替を阻止しようとする領民の運動によつて領知替を中止するならば、さきの國家原則からの逸脱行為であり、今後の政治運営に重大な問題を残すといふもので、政治的懸案を、たんに当面の情勢の局面を開闊するために、譲歩によるその場しごぎの方針で解決しようとする將軍の方針に対し、幕藩制国家の原則を対置させ、その原則を逸脱して譲歩することが今後の政治運営に重大な影響を与えることを危惧し、領知替の断行を求めてゐるのである。水野のこの原則の堅持、危惧の表明が、たんに三方領知替をめぐるゆきがかりや、自己の地位の維持のためにのみなされたのではないことは、天保十四年の上知令のさいの「御口達之趣」のなかでも、「仮令如何様之御由緒を以被下、又は家祖ども武功等にて頂戴候領知に候共、加削は當御代思召次第之處、右御由緒等を彼は申立候者事態を不弁に相当り」と、同趣旨の論理を展開してゐること、また、水野の危惧が上知令失敗という形で現実化したことなどから明らかである。

つぎに、將軍の提案のなかに、酒田・新潟両湊の収公と、二湊と同様な私領内の湊の収公があつたが、これに對して水野は、領知替中止の場合に両湊だけ収公、村替を行なうのは一貫性を欠き、問題があるとして反対している。さて問題は、「趣意書取」、水野の反論を通して、「三方領知替が单なる所替ではなく、その際名目的にせよ海防を理由に、日本海側の主要な港町である鶴岡藩領酒田と長岡藩領新潟を幕領として収公しようとしたので、新たな商品流通を支配しようとする意図があつたと

考えられ、天保改革の重要な政策の一つであつた上知令の先駆的形態」であるとか、「重要な点は、酒田・新潟のほか銚子・敦賀の収公を意図していたとすれば、もはや海防上の理由だけではすまされず、流通支配の目的がその背景にあつたことを物語つていよう」という理解が成立するかである。新潟・酒田両湊、その他の湊の収公の計画が、領知替の当初に存在したという論証はなく、収公の問題自体、領知替中止の代りに海防の名目で二湊を収公してはどうか、また、海防の趣旨を一貫させる意味から他の私領の湊の収公を検討してはどうかという内容で、將軍と御側御用取次のレベルで、領知替中止を水野に納得させる代案として提案しているにすぎない。さらに、水野は、領知替中止を前提としているが、將軍の提案に反対の意見を述べ、領知替断行の理由を、海防・流通統制の觀点からは一切述べていない。「趣意書取」の内容、その作成と発給の主体、およびそれへの水野の反論文書の検討からは、少なくとも幕閣中枢で海防・流通統制の一定の計画があり、それに沿つて領知替を行なつたとは考へがたく、前の引用文のような結論は、既述のような経緯の將車の提案を、水野を中心とする幕閣中枢の意図、見解と同一視、混同したものであり、成立しがたいと考えられる。<sup>(23)</sup>

いま一つの將車の提案であつた川越松平家の加増についても、家斉の子斉省が死去（五月十六日）した現在では加増の理由はないとして反対している。このように、將車の提案に対し、ことごとく反論を加えて領知替の断行を迫つたのである。

水野の激しい抵抗によつて、三方領知替中止の決定は延期された。將軍は、水野の反論のなかにあつた「流言等御採用者有御座間敷、庄内領中の模様篤と御探索の上、被仰出候方と奉存候」を考慮したのか、將軍独自の庄内領の調査を決意し、正路を通して小十人格御庭番川村新六と村垣与三郎の両名に至急の調査を命じた。それが、六月十日の条以下にみられる。調査日数は五十日、所要経費は五十両で將車財政から支出すること、調査事項は、將軍の指示のもとに正路が箇条書にして示してい

ることなどがわかる。

中止の決定が留保されている間に、水野は領知替の作業を強引に推進した模様である。庄内領民が会津へ再度歎願に出たのが七月一日であり、会津藩へ、「七月朔日、先達而参候者共之内三人、又<sup>(六月一日)</sup>罷越、従公辺御城引渡之儀御催促有之由ニ而人氣不穩外々可奉組御方様も無御座、何卒御助力之御沙汰奉願上度旨、再願差出候」と歎願していることなどからわかるであろう。

しかし、将軍は領知替中止を決意し、その実行を命じた。その経過は定かではないが、莊内領民の転封阻止運動の中心人物と目された御家人の佐藤藤佐を逮捕し、彼を取調べた町奉行矢部定謙が藤佐の供述書を幕議し付し、再評議を求めた結果であると、從来の諸書<sup>(25)</sup>が指摘している。佐藤藤佐の逮捕は六月二十九日とされ、また、矢部定謙による庄内藩留守居役関茂大夫ら庄内藩関係者の吟味が、七月一日から開始される<sup>(26)</sup>。そして、御庭番の庄内領調査の結果が正式に報告書として將軍に提出されたのは七月十三日であるが、それ以前に正路に情報が入り、將軍に報告されていたのではないかと思われる。佐藤の説も、後者の説も確証はないが、これらを総合して將軍が判断したと推測してよいであろう。

中止の指示は七月十一日に出されるが、『徳川十五代史』に、「明日又親諭アリ」という綱文について、その親諭が全文引用されており、また、青木氏の「新史料」の史料3に全文が紹介されている。これが出されるまでと、正式の申渡しまでの経過をつぎにみておこう。

七月十日にも水野は召し出されて將軍と会見しており、これも何らか関係がありそなうだが、いづれにしても、十一日に正路は將軍に召され、何事かを含められ、その後に側用人堀大和守と相談を行なっている。これは、恐らく親諭の原文作成の件であったと思われる。「御書下ヶ之御書取一通、御直ニ差上置」とあるのは、將軍が水野と真田幸貴を召く前に、「此度存る旨有……」で始まる親諭の書取を起草し、將軍に差し出した

ことをさすのであろう。そして、この書取を將軍が水野に渡したことが、『徳川十五代史』の記述となるのである。六月七日の「御趣意書取」以後の水野以外の老中の動きを示すものとして、青木氏の「新史料」の史料2、つまり、「御書取之趣御尤ニ奉存候」という表書きで、土井・真田・堀田の本丸三老中が、將軍の内意にそつて領知替一件を処理し、いま一つの懸案である感應寺一件の方に移るべきだとして、水野を説得する論調の水野充書状の全文紹介がある。この書状の日付は明らかにされていないが、真田幸貫が老中に登用されたのが六月十三日であり、実際に老中としての活動に入つたのはまたその後のことであるので、六月の末から七月初頃と推測される。この書のなかで三老中は、「此上御所置柄ニよつてハ文恭院様御逼ニ相成候筋ニ相成恐入候旨等申立候得とも」と、以前は領知替中止に、反対ないし消極的であったが、家斉の立場よりも「人望ニ相適」方が重要だという趣意の將軍の内意に賛成することを表明している。また、この書状から、水野は依然として中止に反対しており、ここで他の三老中と対立し、孤立したことがわかる<sup>(28)</sup>。この時点での水野の中止反対の論理は、七月十三日の条に、「段ニ之趣意以紙面大炊頭殿江被申越候」とある、土井利位充の書状のなかに表明されている。この書状の全文は、「新史料」の史料4に紹介されており、「新史料」の史料2の三老中の水野充書状への返書の形式をとつてているようである。全体の調子は六月十日の反論に比較するとおちていて、「乍併、元和以来一旦移封被仰付候者、其儘安堵之例者更ニ無之、全新規之御所置ニ御座候」と、幕藩制国家の原則からの逸脱に対する激しい不満を表明している。

さて、領知替中止の正式な申渡しの当日の七月十二日に、川越藩への二万石加増が決定している。六月七日の「趣意書取」で、所替中止の代償として加増の提案がなされ、これに対し水野が反対していたわけであるが、所替中止の決定とともに、將軍は老中に川越藩に対する補償措置の検討を命じたようである。十二日の条に、「昨日伺之通、二万石御加

増之方ニ御治定」とあるように、老中側が二万石加増を上申し、それを裁可する形式をとっている。この指示文書も、将軍の内意をうけて正路が起草している。そして、これを水野に下達し、それから正式の申渡しの運びとなつてゐる。

『日記』の但書の部分にあるように、本来は将軍の御前において申渡さるべき性格の事項であり、ことに川越松平家の場合は加増であるのでおさらのことであるにもかかわらず、名代に對して老中が申渡すといふ前例のない形式をとっている。この前例無視の形式は、「評議之上」とあることからも老中が決定したことであり、領知替中止、川越藩への加増という決定に対する水野の不満が、このような形で露骨に表明されているのであらう。

月番老中の職務として将軍の命令に従い、所替の中止と加増のそれぞれの申渡しを終えた翌十三日に、水野は、「積氣」、「胸痛」をとなえて登城せず、「如例夫ニ手替差出之」と、土井利位その他へ退職決意書を送付したのである。その書状が、「新史料」の史料<sup>4</sup>であり、その中で、退職を決意した理由として、幕藩制国家の根幹にかかる問題でミスをおかしたことによる重大な責任を感じてゐること、また、周辺において引責辞職を要求する声のあること、などをあげてゐる。<sup>(29)</sup>

水野は、領知替中止の場合の辞意を以前から洩らしていたようで、土井充書状の中に、「段々厚台命之趣、堀大和守・新見伊賀守各度ニ敬承、私等不肖之身分猥蒙特恩候義、誠以難有仕合、可申上様無之、唯ニ感泣奉恐懼候計ニ御座候」とあることよりわかるが、この書状を土井が持参し、將軍への提出を側衆に求め、側衆が評議の上、側用人堀大和守と共に將軍に提出した。將軍は、領知替中止は將軍みずから考えるところであつて決定したものであり、水野の責任ではない、といふ理由で辞意を撤回し、登城するよう命じる旨を述べ、その趣旨を正路が淨書し、それを土井に手渡して水野への伝達を求めたのである。<sup>(30)</sup>

つぎに、この一件の事後処理がどのように推移したのかを検討してお

こう。この問題の取扱いは、六月七日の「趣意書取」の中で指示されている、酒田・新潟、その他湊の収公の件と、七月十一日の書取の中の、「左衛門身分、又者国政等につき不宜次第も有之候者相糾、追而明白に沙汰に及候様可致候」という指示にそつた酒井家への処分の件を中心進んだようである。

既述のとおり、七月一日から、庄内藩留守居の関茂大夫ら庄内藩関係者数人の取調べが、町奉行矢部定謙の下で行なわれてゐる。この吟味では、庄内藩の関係者を前にして行なつた矢部の演説（七月一日）の中に、「扱右百姓共騒立等之一条ニ付而者、世上之風説種々有之、上江も相聴、中ニ者不容易事も相聞、且又右一条ニ付而者、家来之者残念之余り所々手入等致し候哉之趣も相聞」とあるように、庄内領民の運動に対する藩の関与のしかたについての吟味に重点がおかれて、庄内藩の扇動、ないしは黙認の証拠をつかもうとしている。この取調べは、七月一日より七日にかけて集中的に行なわれ、最終的には十七日までつづき、関茂大夫の口述の趣意を文章化して終つてゐる。この取調べの終了後、関茂大夫吟味書一冊と、水野の書取一通が作成されて將軍に提出され、將軍が何らかのコメントをつけて月番老中堀田正篤に下げてゐることが、七月十七日の条の記載でわかる。これらを素材として老中間で評議が行なわれた模様で、具体的な内容は不詳だが、七月二十五日の条にあるように、酒田・新潟の両湊と庄内酒井家に対する処置について、一応の結論に到達したようである。この結論を將軍に上申し、老中評議に任せるといふ將軍の言辭をとりつけている。酒井家の処置では、八月十二日に、留守居関茂大夫と郡代石川権兵衛が押込となり、酒井忠器に対しては、九月十四日に溜詰から帝鑑間への格下げが処罰として実施された。

最後に、酒田・新潟両湊とその他湊の収公の問題を検討しておこう。七月二十五日の記事では、酒田・新潟湊となつてゐるので、その他の湊は、ほとんど問題となつてゐないと考えてよいだろう。この二湊については、八月四日の条に、御庭番村垣与三郎が新潟湊での抜荷の風聞書を

提出したことがでているのみで、以後それに関する記事は見あたらぬ。結局は、今後とも検討するといふ形で保留されたのではないかと推測しているが、それについては課題としておきたい、この後、天保十四年六月に、新潟湊が収公されるが、それとの関連で見通しだけを述べておきたい。

### 覚

越後国新潟湊不取締之風聞書御下ヶニ付申上候通、御目付方支配向之者差遣候處、〔平三章十二月〕旧冬廿一日帰著仕候由ニ而、別紙佐木三蔵〔旨付〕より差出候、唐物抜荷売買之義今以相止不申、度々吟味も有之候得共、當座之事ニ而取締付不申趣ニ御座候、並、海岸御備之内北國の方、公儀御備も無之者御手薄ニも候旨、三蔵前以差出候書者〔マニ〕申聞候趣、尤ニ御座候、畢竟領主牧野備前守心得方不束之儀ニ付、御咎之意をも相含、村替ニ而御料所ニ被仰付、御備向並平日取締方とも相整可然候、思召も無御座候ハ、日光御参詣後村替被仰付、千石程之高ニ而新潟奉行一人被仰付、御手厚ニ御備相立、平日取締向之儀も差配いたし候様取調可申哉、且又、酒田湊之義、一時ニ村替等成候而ハ取締も行届申間敷間、先此度ハ新潟計村替被仰付候方と奉存候、

この「覚」は、天保十四年正月九日の「御覽もの留」<sup>(32)</sup>に、「掛 越後新潟不取締之趣取調候書付、風聞書共六通一メ追ニ御下ヶ相成候風聞書三冊」と、前段に書かれており、水野から新潟に関する書類九点が、掛け合物として提出されており、その一部と考えられる。正路と水野、正路と将軍の間で議論が行なわれたのちに、「掛け合之通日光御参詣後、新潟計村替被仰付、酒田の方ハ其儘差置候様被仰出」と註書があるよう、將軍の裁可があつた。

「覚」によれば、目付配下の者が新潟湊の探索を行ない、その報告にもとづいて目付の佐々木三蔵の建言があり、それを採用した政策決定がなされている。そこでは、唐物抜荷が天保九年と十一年の摘發にもかかわらず行なわれており、この新潟湊の取締り強化と、防備の手薄な北國

の海防強化のため、長岡藩への懲戒の意味も含めて、新潟の収公を決定し、その発令を將軍の日光社參終了後とすることを主な内容としている。ここでは、抜荷取締りという鎖国体制下の流通体系の維持といふ観点と、國家権力が直接北國の海防に乗り出すという、海防の視点が政策に貫らぬかれている。これは、天保十三年のアヘン戦争における中国の敗北、南京条約の締結に象徴される対外的危機の認識が高まり、それが天保薪水給与令となり、そして江戸湾防備計画の立案、一部実施としてあらわれる幕閣の政策の一環として理解される。ここから、新潟湊収公などといふ問題は、プランとしては以前にも一部に存在しえても対外的危機の認識の深まりを背景に、鎖国体制下の流通体系の維持と海防の目的で、幕閣中枢によって意図される性格のものであつたといえる。

### 四、結び

新見正路の日記を通して、三方領知替中止前後の政治過程の精密化をはかり、いくつかの新しい事實を提供することができた。そこから導びき出された一応の結論は、三方領知替一件の意図、目的についての最近の説は成り立たないのでないかという点と、水野の反論書に端的にあらわれているように、領知替を中心することのもつ意義が決定的に重要であり、それは幕藩制国家の原則を譲歩する決定であつたということである。また、庄内藩關係者の取調べの中で、一与力が「百姓騒立候為御沙汰止ニ茂相成候事ニ而ハ、此後又ニ所替被仰付候節ミ、百姓騒立候逆御沙汰止ニ相成候事ニ而ハ相済候儀ニ無之」<sup>(33)</sup>と述べているが、三方領知替と上知令は、その目的、意図において連関を有しないが、その失敗の要因と意義において、論理的、歴史的連関を有すると言つてよいであろう。また、これは幕藩制国家の集権性の弱化と分権性の強化を示し、幕藩制国家権力の解体化、総じて幕藩制国家解体への政治的画期のひとつとなつたと意義づけることができるだろう。

三方領知替をめぐる領主間矛盾、閣内対立を一応解決した幕閣は、改

- 革政治を推し進めるが、領知替でみられたという水野と矢部の対立はただこれだけの問題ではなく、水野と矢部、遠山左衛門尉の両町奉行との対立が表面化して、推移して行く。それは、芝居町の移転、寄場の廃止、株仲間の解散等をめぐって対立しているが、これの内実は人民支配のあり方をめぐる対立を基軸としており、天保期の人民闘争は、幕閣内に、改革派勢力内に分裂をひきおこしている。
- 註
- (1) 東京都立大学付属図書館所蔵水野家文書。例えば、天保十二年は「辛丑日簿」である。
- (2) 「旗本新見家に残された天保十二年三方領知替中止をめぐる史料」(神奈川県史研究18)以下、「新史料」と略す。
- (3) 「書物展望」第一(卷第十一号)(一九三二年)。
- (4) 德富蘇峰『近世日本国民史』28巻、北島正元『水野忠邦』。
- 卷第百七十五 新見  
(5) (6) (7) (8) 「骸物語」(東湖全集所収 75頁)。
- ・  
(9) 「見聞偶筆」(東湖全集所収 539~540頁)。
- (10) 『水藤田家旧藏書類』第一巻、58頁。「己丑日録」を文政十二年としているが、天保十二年の誤りである。
- (11) 『水戸藩史料』別記 卷四 150頁。  
松平太郎『江戸時代制度の研究』158頁。
- (12) 水野家文書。この史料は、表題の日付は天保十二年五月になつてゐるが、内容は本文にある御用取次の件と、芝居町移転の件であり、十二年五月といふ日付は前者の件について書いたもので、後者は、堺町・葺屋町の火災が十月であるから、十月も十二月の間に書かれたものである。
- (13) その期待に十分応えたであらうことは、先に引用した川路の話の中に「応対接遇所謂御用御側をも勤るやうには見えず」とあり、また、「御用御側は権勢可炎ほどなりしが、近來新見等勉めて抑損し」(『見聞偶筆』東湖全集所収 540

頁)などから窺える。

(15) 「慎徳公記」天保十二年七月十二日の条。

(16) 前掲神奈川県史研究18、44~45頁。

(17) 註(15)に同じ。

(18) 例えは、津田秀夫『天保改革』(小学館『日本の歴史』第22巻、一九七五年)268頁。これらは、『徳川十五代史』が、前引の綱文につづいて、「明日又親諭アリ」として、七月十一日の綱文と史料をひいてるので、前の綱文の月日を

「明日」の前日、即ち七月十日の前日、つまり七月十日と解しているわけである。

(19) 『辛丑日簿』には、

「召出無之、自分・大炊殿・備中殿相願候而御目見、御用向申上候」とあるのみである。

(20) 説明文、引用史料とも、同書38~93頁。なお、引用史料の終りに、「此理由書は新見伊賀守の子孫の所蔵にして、越前守の直書ならんといふ」という註が付されているが、正路の写であろう。

(21) 『日本財政経済史料』第二(卷上) 492頁。

(22) 青木前掲論文、44、47頁。難波信雄「幕藩制改革の展開と階級闘争」(『大系日本国家史』3 近世 所収 290頁)も、ほぼ同様である。引用文の後者については、北島正元氏が、そのような結論を導き出すことに「なお検討を要する問題であろう」という疑惑を提出している(「三方領知替と上知令」徳川林政史研究所研究紀要 昭和48年度 136頁)が、「海防を名目とする新潟・酒田両港の上知を目指した忠邦の政治的配慮」(同論文 144頁)として、水野が領知替決定の時点で、すでに収公を企図したように述べている。

(23) 領知替→収公の意図があるならば、それは頭から表われているはずだと思われ、その意図でなく海防という観点からだとすると、「領内不取締」の庄内酒井家を、抜荷が発覚し、「領内不取締」の新編を含む長岡藩領へ移すというのは矛盾している。また、將軍が二度、その他の収公を提案しているが、領知替決定時点は、大御所家斉と側近の西丸派が実權を掌握しており、そのような意図、目的を領知替に付与することは考えられない。

(24) 『忠恭様御年譜』十二(本所所蔵)。『松平容敬日記』三九(本所所蔵)にも、

「七月四日 潮日來り、此度於江戸水野越前守より城引渡之日限催促有之候ニ付、又々領中百姓共騒立候由ニ而歎願書差出候」とある。秋田瀬へも、六月二十二日に歎願にており、その歎願書の中で、「江戸表よりの御飛脚御模様承候處、弥日限御催促等被為在候由承知仕候、國中一同の人気猶々騒立、荒々敷能成」と記している(『浮世の有様』日本庶民生活史料集成第十一卷 759頁)。

(25) この説の根拠は、天保十五年に佐藤藤佐が郷里の知人に書き送った書状に記されている一件の内幕話、手柄話である。清野鉄臣『莊内天保義民』、角田貴彰の書、『鶴岡市史』上巻(40頁)、これらをもとにしたと思われる、北島正元『水野忠邦』、津田秀夫『天保改革』などがある。さきの藤佐の書状では、水野は三日間の登城停止となり、その間に中止が決定されたということになっているが、『辛丑日簿』にも欠勤の記載がなく、疑わしい。つぎにみるよう、決定したのは将軍と考えられるので、その書状の記述を鵜呑みにすることは問題があるだろう。

〔26〕『鶴岡市史』上巻 430頁。

(27)

井家文書)。一九七二年度出張の採訪史料による。これは、『酒井家文書目録』では「天保御国替一件」と一括されており、庄内藩関係者の取調べの与力の尋問と答弁の概要を書留したものである。

(28) このことが、將軍に、中止決定を決意させた要因の一つであったと思われる。

また、中止を命ずる書取を水野と真田の両名を召して渡したのは、真田に中止賛成派老中を代表させたのである。なお、『辛丑日簿』の七月十一日の条には、「退出す御広敷へ罷越申渡有之候處、御用有之及遲刻候間……」とあるのみで、召出されたことは直接記されていない。

(29) 『天保快挙錄』に所引の「水戸藩軍師山国喜八郎上書並演舌等手扣」の中で、「畢竟御違變有之候ては、公儀御威光不相立故の儀は表向にて、内実は、今一人退役も被致候儀故押張居候哉に間者の者密々申聞候」とあり(小野武夫編『徳川時代百姓一揆叢談』上巻 94頁)、四月の段階で、移封失敗→退役を取沙汰されている。

(30) 『辛丑日簿』には、

一九時過、左之捨奉書到来、即御讀出之、  
其方不快ニ者候得共、御用も有之候間、押而只今可有登城旨、被仰出候、恐  
ニ譁言、

七月十三日

(細田備中守)  
正篤花押

と、助月番老中堀田正篤から奉書が出されていることがわかる。

(31) 註(27)に同じ。

(32) この「御覽もの留」という史料は、正路が本丸の御側御用取次に登用されて以降に限定して説明すると、老中・若年寄から將軍に提出された、將軍の裁可を求める伺物、將軍からの指示、または老中等の要求により御側取次と議論して煮詰める性格の掛合物、たんに將軍の上質に供する人物、等々の、要するに

將軍が「御覽」になった、老中・若年寄の提出書類(または、口頭のものも入っているかも知れない)の内容を書留めておいたもので、当時の既決、未決の案件のほぼ全容を知りうるものである。改革期に限定すれば、十二年は十二月十一日から末日まで、十三年は正月から三月末日までと、九月から十一月まで、十四年は、正月から三月までと、七月から十月二十三日(退役の日)までが残っている。

(33) 新潟奉行の役高は一千石で、長崎、佐渡、浦賀奉行と同じ役高であり、幕閣がいかに重要視したかを知りうる。なお、対外的危機認識の深化と対応については、佐藤昌介『洋学史研究序説』第三章。

(34) 註(27)に同じ、七月七日の取調べの中述べている。

附記、東北大學図書館狩野文庫の新見正路日記、御覽もの留の利用には、東北大學院生今野真氏、宮城學院女子大學伊藤一義氏、東京都立大學図書館水野家文書の利用には、同図書館の桜井良一氏にお世話になりました。末筆ながらお礼申し上げる次第です。